

平成25年3月15日施行

平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について

<試行の概要>

平成24年度補正予算等の執行においては、発注量の増大が想定され、資機材の不足、労務者の確保が困難となることが懸念されています。これに対応するため、下記の2項目について試行することとしました。

記

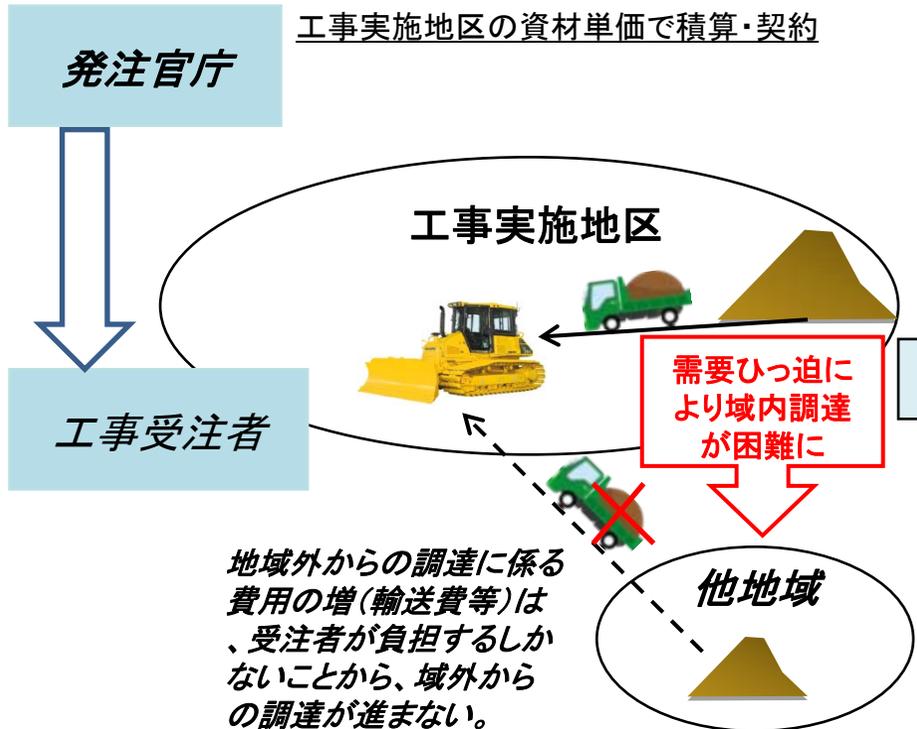
- (1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について
- (2) 地域外からの労働者（労務者）確保に要する間接費の設計変更について

※ 詳細については、「別紙：積算方法等に関する試行」をご覧ください。

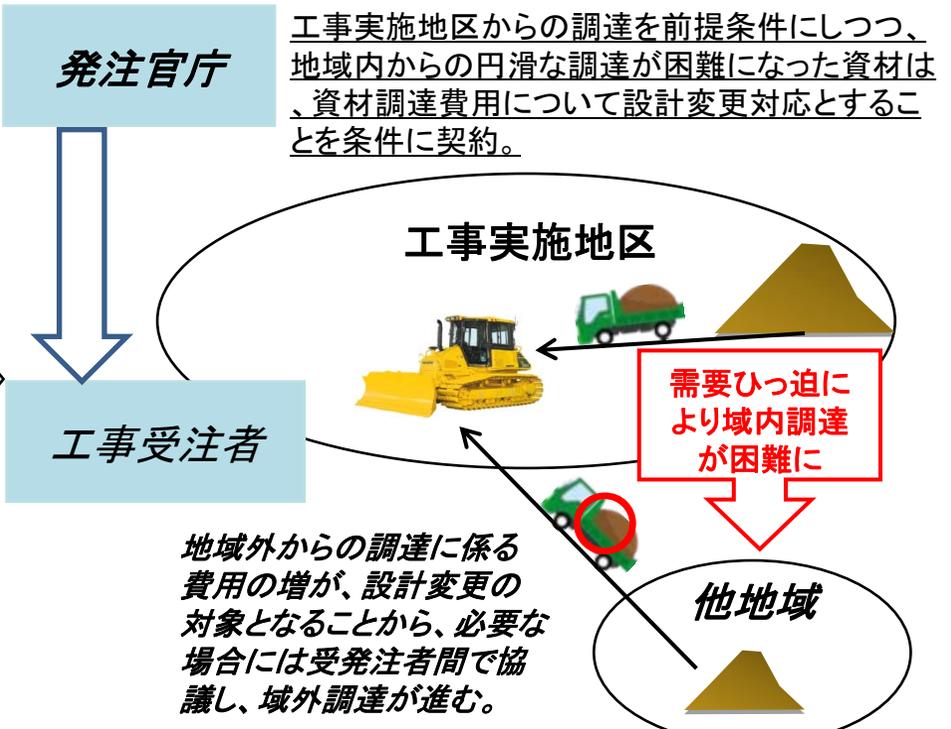
# 建設資材の遠隔地からの調達変更に伴う変更手続きについて

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

## 現状



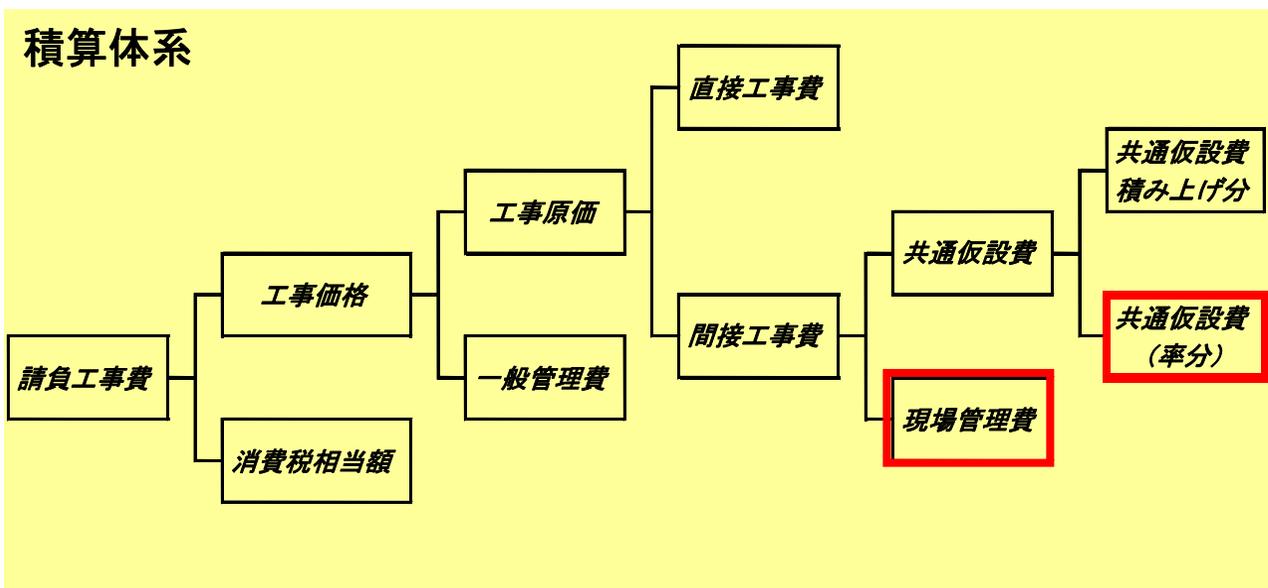
## 対策



# 労務者を遠隔地から調達する場合の追加コストの支払い

- 補正予算等の執行を迅速に進めるため、急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労務者を確保出来ず、遠隔地からの労務者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。

## 積算体系



通常は、直接工事費等に対する定率で計上している以下の赤字部分を設計変更の対象にする。

- 営繕費
  - 労務者の輸送に要する費用
  - 宿泊費
  - 借上費
  - 倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

- 労務管理費
  - 募集及び解散に要する費用(赴任旅費等)
  - 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
  - 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
  - 慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用